第３期
早川町子ども・子育て支援事業計画
～早川っこすくすくプラン～
（概要版）

令和７年３月

Ⅰ　計画策定にあたって

１．計画策定の趣旨

国では、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和６年に制定されました。改正子ども・子育て支援法で、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」「全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」「共働き・共育ての推進等の加速化プランの施策」を実行するための必要な措置について定められています。

本町においては令和２年度から５年間を計画期間とする「第２期早川町子ども・子育て支援事業計画　～早川っこすくすくプラン～　」を策定し、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「教育・保育の量的確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」などに向けた取り組みを推進してきたところです。

この度、第２期の計画期間の終了に伴い、令和７年度から令和11年度までの５年間を計画期間とした第３期計画を新しく策定します。

２．計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法・第２条（基本理念）及び第60条（基本指針）を踏まえ、第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）の規定に基づき、第３期子ども・子育て支援事業計画として策定するものです。また、早川町長期総合計画をはじめとする、本町の関連計画との整合を図りながら策定しています。国の「健やか親子21」の趣旨を踏まえた「市町村母子保健計画（健やか親子21地方計画）」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困解消計画」等の性格も有します。

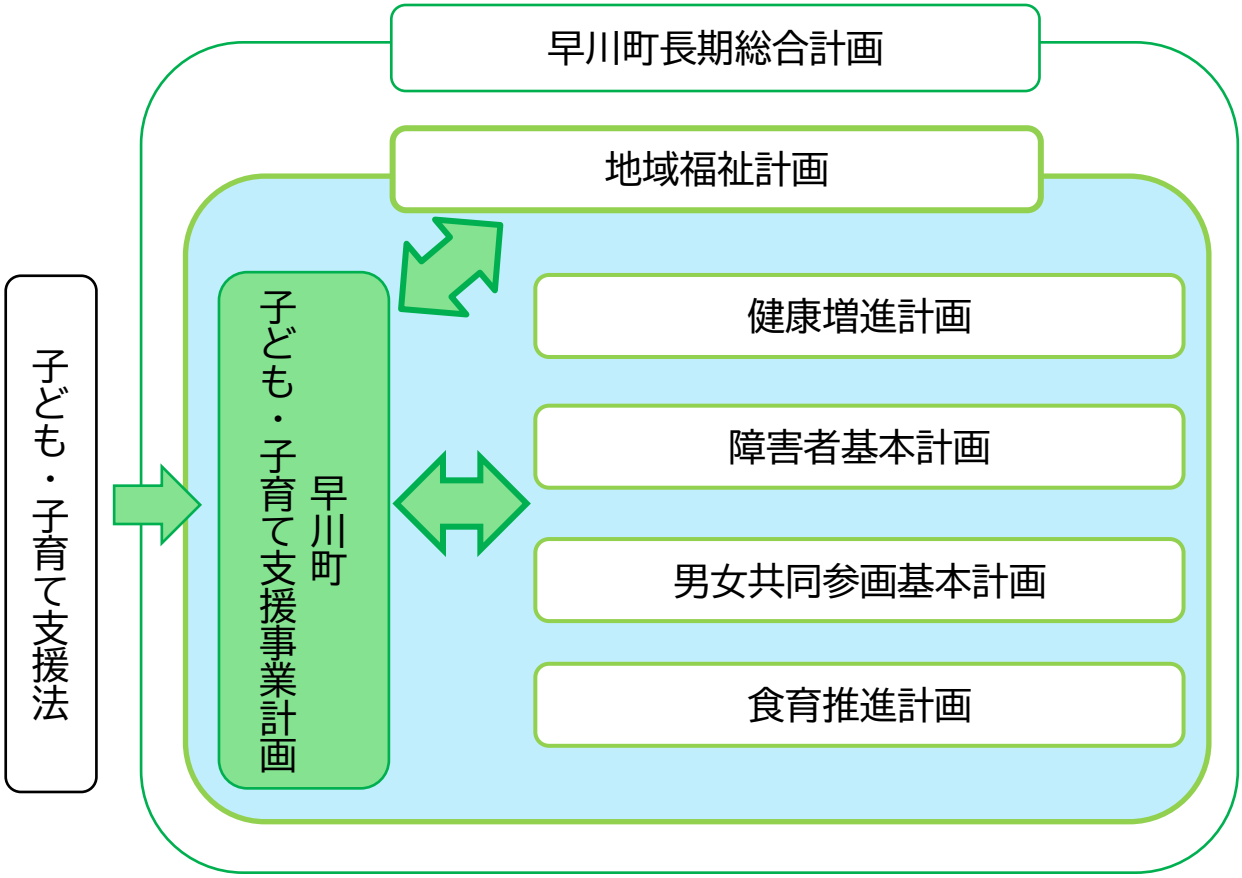

３．計画の対象

本計画の対象は、子ども（０歳から概ね11歳）と子育て家庭（左記子どものいる家庭）であり、教育や保育をはじめ、様々な支援施策や事業を盛り込んでいます。こうした施策や事業の展開にあたっては、事業所や地域、関係機関等の協力や連携が不可欠であるほか、子ども数の大幅な減少を抑制する少子化対策にも一部触れており、広く住民全般に対する取り組みも記載しています。

４．計画の期間

本計画は、令和７年度から令和11年度までの５年間を第３期計画期間として策定します。

なお、計画は５年を一期とされていることから、令和11年度中に第３期計画の見直しを行い、令和12年度を始期とする次期計画を策定します。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

【計画の期間】

令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
第３期計画推進期間									
				見直し年度	次期計画推進期間				

５．ＳＤＧｓに対応した計画推進

ＳＤＧｓについては、地方自治体においても目標の達成に向けた取り組みの推進が求められており、本計画に位置づけられる各種施策においてもいくつかの目標が関連します。

本計画においては、以下の10の目標と関連づけて施策を推進します。

Ⅱ　計画の基本的な考え方

１．基本理念

基本
理念

次代を担う子どもの健全育成はもとより、
子どもを望むすべての人が安心して
子どもを産み・育てることができ、
そのことに喜びを感じられる社会づくり

本町では、「次代を担う子どもの健全育成はもとより、子どもを望むすべての人が安心して子どもを産み・育てることができ、そのことに喜びを感じられる社会づくり」を基本理念として、子ども・子育てに関する施策を取り組んできました。今後も基本理念を実現するために更なる子ども・子育て支援をしていくことが必要であるため、第３期計画においてもこれまでの考え方を継承します。

２．基本方針

本町では、子ども・子育て支援を以下の方針で推進します。

町民総参加で
すべての児童の健全な育成を図り
すべての子育て家庭を支援し
すべての働きながら子育てする人を支援して
安心して子どもを産み、育てられるまちを目指します。

Ⅲ　施策の体系

基本理念	基本目標	基本計画
次代を担う子どもの健全育成はもとより、子どもを望むすべての人が安心して子どもを産み・育てることができ、そのことに喜びを感じられる社会づくり	基本目標１ すべての子育て家庭を支援します	１－１　すべての子育て家庭に対する支援 １－２　多様な保育ニーズに対応したサービスの充実 １－３　家庭や地域における養育機能の向上 １－４　仕事と子育ての両立のための支援
	基本目標２ すべての親子の健康づくりを支援します	２－１　母子の健康の確保と増進 ２－２　子どもの健全育成の推進 ２－３　スポーツの促進とスポーツ環境の整備・充実
	基本目標３ すべての子どもに生きる力を育む教育を実施します	３－１　生きる力を育む教育の推進 ３－２　子どもの権利保障に関する支援
	基本目標４ すべての子どもに安全で安心なまちをつくります	４－１　防犯や交通安全への対策の強化

Ⅳ　推進施策

基本目標１
すべての子育て家庭を支援します

基本計画１－１　すべての子育て家庭に対する支援
・経済的支援の継続や就労しやすい環境づくり、定住化の支援を図ります。

基本計画１－２　多様な保育ニーズに対応したサービスの充実
・保育サービスの地域ニーズを的確に把握し、ニーズに応じたサービスの提供を行います。

基本計画１－３　家庭や地域における養育機能の向上
・次代を担う子どもたちが、愛情や信頼感、他者を思いやる心を持つために、それぞれの発達段階に応じた経験・体験を積み上げることができるよう図ります。

基本計画１－４　仕事と子育ての両立のための支援
・個人への情報の周知と企業や事業主の啓発に努め、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進します。

基本目標２
すべての親子の健康づくりを支援します

基本計画２－１　母子の健康の確保と増進
・妊産婦や新生児、乳幼児の健康を保つために支援を推進します。また、親の育児の不安の解消や産後ケア等を図ります。

基本計画２－２　子どもの健全育成の推進
・子どもの健全育成、健康づくり、次代の親づくりを推進します。

基本計画２－３　スポーツの促進とスポーツ環境の整備・充実
・各年代で自分の体力に合ったスポーツを行えるよう、スポーツ施設の整備や指導者の育成・確保を推進します。

基本目標３
すべての子どもに生きる力を育む教育を実施します

基本計画３－１　生きる力を育む教育の推進
・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身につけることができる取り組みを推進します。

基本計画３－２　子どもの権利保障に関する支援
・虐待、障害、貧困等、困難を抱える子どもや家庭に支援を行います。

基本目標４
すべての子どもに安全で安心なまちをつくります

基本計画４－１　防犯や交通安全への対策の強化
・子どもへの犯罪に対しては、家庭、学校、地域が連携し、防犯意識高揚と防犯体制強化を図ります。
・子どもたちが使用する通学路や歩道をより安全な道路にするための整備や、幼児や児童生徒が事故にあわないための交通安全教育を推進します。

Ⅴ　量の見込みと確保方策

本町の子ども数は以下のとおり推移するものと見込みます。

単位:人

総数	令和７年	令和８年	令和９年	令和10年	令和11年
０歳	1	1	1	1	1
１歳	1	1	1	1	1
２歳	0	0	0	0	0
３歳	0	0	0	0	0
４歳	1	0	0	0	0
５歳	1	0	0	0	0
０-５歳	4	2	2	2	2
６歳	2	1	0	0	0
７歳	4	2	1	0	0
８歳	1	1	1	1	0
９歳	3	1	1	1	1
10歳	5	3	1	1	1
11歳	2	5	3	1	1
６-11歳	17	13	7	4	3
計	21	15	9	6	5

≪教育・保育≫

単位：人

事業名等	区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
１号認定（３～５歳）	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
２号認定（３～５歳）	量の見込み	2	1	1	1	1
	確保方策	2	2	2	2	2
３号認定（０～２歳）	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2

≪地域子ども・子育て支援事業≫※代表的なもの

●保育所及び学校給食費無償化事業…町内の保育所及び小中学校に通う子どもの給食費を町が全額負担します。
●小中学校教材費等無償化事業…町内の小中学校に通学する児童生徒の教育に必要な教材費、修学旅行費などの校外学習経費を町が負担する事業
● 放課後児童健全育成事業（学童保育）…就労等により日中保護者が家庭にいない児童に、放課後等に安心して生活する場所を提供する事業
● 一時預かり事業…家庭における保育が一時的に受けられない乳幼児について、一時的に預かり、保育を行う事業。
● 乳児家庭全戸訪問事業…妊娠生活が不安な妊婦や、出生したすべての乳児・母親を対象に、健康状態や生活の様子を確認し、相談・助言・情報提供等を行い、子育てを支援する事業
● 産後ケア事業…退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等の支援を実施する事業

※その他、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策は計画書本編に掲載しています。

Ⅵ　計画の推進に向けて

１．教育・保育事業等の確保体制

〇認定こども園について

町内に幼稚園及び認定こども園はなく、また、認定こども園への移行を希望する施設もありません。出生数も１桁の人数で推移しており、本計画期間中の認定こども園の設置は見送ることとします。

〇質の高い幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策について

保育の専門性の向上、施設設備等の良質な環境の確保、評価と改善などにより、発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供を目指します。

また、発達上の課題を有する子どもや虐待に関わる子どもなどへの支援が求められる中、それらを支援する体制づくりを推進します。

〇幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取り組みの推進について

地域の実情に応じた創意工夫で、小学校と保育所の連携事業を展開していきます。

２．子育てのための施設等利用給付の円滑な実施（幼児教育・保育無償化）

令和元年10月に子ども・子育て支援法の改正により幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」が新たに創設されました。これに伴い満３歳から５歳児までの子どもの施設利用料は無償となり、あわせて早川町では全未就学児の施設利用料を無償化する事業を開始いたしました。更に、令和３年４月１日からは全未就学児の給食費無償化を開始し、安心して保育施設を利用できる体制づくり努めてまいりました。町では引き続き、施設等利用給付制度（幼児教育・保育無償化）の円滑な実施に取り組んでまいります。

３．計画推進及び進捗状況の把握

計画の推進にあたっては、福祉保健課が事務局となり、ＰＤＣＡサイクルの考えに基づいて、点検・評価を行います。毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて進捗状況の把握、点検を行い、子ども・子育て会議において評価を実施します。

子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。

４．計画推進に向けた関係機関の役割

本計画は、子ども関連施策のほか、健康、教育、まちづくり、防犯・防災など広範囲にわたっています。そのため、福祉保健課を中心に庁内の連携を深め、計画の効率的かつ効果的な推進を図るとともに、保育所や学校、ＰＴＡ、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体・機関、自治会などの地域組織と、適切な役割分担のもと連携を強化し、協働により子ども・子育て支援の推進を図ります。

【問い合わせ先】
早川町役場　福祉保健課
〒409-2732　山梨県南巨摩郡早川町高住 758　Tel：0556-45-2363